

「福岡県宿泊税検討委員会報告書(案)」に対する意見募集の結果について

寄せられた御意見の内容(要旨)と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。
 ※5名・団体から12件の御意見をいただきました。同趣旨の御意見はまとめて掲載しております。

意見の内容(要旨)	意見に対する考え方
1. 徴収事務に関する意見	
毎月、宿泊税の申告や払い込み手続きの事務作業に人が取られており、申告・払い込みについては、年度末ごとあるいは半期ごとに変えてもらいたい。	現在、福岡県宿泊税条例第8条第1項の規定により、特別徴収義務者に毎月納入申告をしていただいている状況です。 ただし、宿泊税については、申告期限の特例として、福岡県宿泊税条例第8条第2項の要件に該当する場合には、3か月に一度の納入申告とすることができます。
宿泊客がクレジットカードで支払う場合に、宿泊事業者が負担するクレジットカード会社への手数料については、納税額から控除すべき。	宿泊客が宿泊税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約に基づき決まるものだと考えられます。
現行の宿泊税報償金(現在3%、将来2.5%)ではクレジットカード決済された際のクレジットカード会社に支払う手数料(2.5%~3.6%)が逆ザヤとなってしまう、実質宿泊税の一部をホテルが負担していることとなっているため、一部が宿泊税ではなく「第二所得税化」してしまっており、税の基本から考えてもよろしくない、最低でも3.6%以上の宿泊税報償金としていただきたい。宿泊税の徴収事務で人件費が発生している側面も併せて鑑みると、5%の宿泊税報償金をいただきたい。	特別徴収義務者である宿泊事業者には、行政側の徴収便宜のために、新たな事務やその経費負担が発生するため、直接、クレジットカード手数料の補助という名目ではありませんが、北九州市及び福岡市とも協議し、特別徴収義務者に対し経費の一部を補助する制度を設けており、先行自治体の事例と同率(2.5%(導入後5年間は0.5%加算))にて報償金を交付しているところです。
OTAの事前決済を利用するお客様が増えているが、宿泊代金のみの事前決済のため、宿泊税のみ別途現金で徴収し、領収書を発行するという業務が生じていることから、OTA側で宿泊税を上乗せして事前決済を実施してもらうよう、国内主要3社程度のOTAだけで構わないので協議していただきたい。	OTAにおける宿泊税の取扱いは、「宿泊代金のみの事前決済」するOTAもあれば、「宿泊税込みで事前決済」するOTAもあると聞き及んでおります。 いずれにつきましても、OTAと宿泊事業者との契約により宿泊税の決済方法を決めていただくことになると考えられます。
2. 税率に関する意見	
久留米市では少年スポーツ団体の宿泊に力を入れているが、予算は一泊二食あたり6,500円程度であり、宿泊税導入後もこの予算は変わらないことから、免税点(東京都は10,000円未満、大阪府は7,000円未満)を設定してもらいたい。	現行制度は、宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であり、宿泊客は一定の担税力を有すること、宿泊事業者にとって簡素な制度とすることが望ましいとの考えから、すべての地域で一律の税率で課税することで、公平性の確保につながると考えております。 また、急激な解釈変更や頻繁な制度改正は宿泊者、宿泊事業者双方にとって望ましいものではなく、現時点において直ちに制度を変更しなければならない状態にあるとは言い難いことから、引き続き課税免除や免税点を設定しないことが望ましいと考えております。
県内の来訪者や宿泊客が少ないエリアの税率を変えるべき。税負担が少なく宿泊できることで、当該エリアへの来訪や宿泊機会の創出となり、さらには宿泊税の恩恵に対する公平性や納税者の納得に繋がるのではないかと。	
3. 委員構成に関する意見	
県内のレジャーホテルも宿泊税を徴収しており、数としても決して少なくはないはずだが、レジャーホテルの意見や見解が全く反映されていない。今後、検討委員として福岡県の日本レジャーホテル協会の理事も参加するべきではないか。	検討委員会の委員の選定については、県が、宿泊税条例の施行状況の検討という観点から、行財政・税制の有識者、観光学の有識者、宿泊事業者、全国の旅行業、地元旅行業、県の観光振興団体、県の経済界からそれぞれ選定しております。 なお、報告書(案)の作成にあたっては、レジャーホテル事業者を含む宿泊事業者向けアンケート調査を実施するなど、宿泊事業者の皆さまのご意見の反映に努めております。
宿泊事業者が複数名委員となれば、改善の近道となり、宿泊事業者の意見の吸い上げも容易になるかと思われる。	
4. 宿泊税交付金に関する意見	
宿泊税交付金の配分基準については、現在の配分項目が「宿泊者数」と「旅行者数」の2つで、それぞれのウェイトが80%と20%であるが、現状は宿泊地のある市町村への配分がやや強い状況と思われる。県内宿泊者が宿泊の前後に訪れる訪問地についても、交付金の算定を一定配慮していただきたい。	報告書(案)の22ページに記載のとおり、「宿泊者数」と「旅行者数」のウェイトが80%と20%で設定しているのは、宿泊者の2割が宿泊市町村以外の県内他市町村を訪問している分析結果(観光ビッグデータ調査)に基づくものです。

意見の内容(要旨)	意見に対する考え方
5. 宿泊税の運用に関する意見	
<p>宿泊税によって旅行者の来訪動機や消費動機に少しでも悪影響が出ないように、来訪者、宿泊数、旅行消費額等が、2019年度の実績程度まで回復するまで宿泊税は凍結すべき。</p>	<p>宿泊税導入時にコロナ禍に見舞われたため、2020(R2)年度は宿泊税収が当初の見込みを下回りましたが、2021(R3)年度および2022(R4)年度は宿泊税収が回復したことから、県では、旅行者の満足度や利便性向上のため、宿泊事業者が行うバリアフリー化や多言語案内などの受入対応強化に対する支援や、福岡市などの都市部に集中している旅行者に県内各地の魅力を発信するため、新たな観光エリアの創出・プロモーションなどに取り組むとともに、創意工夫を凝らした市町村の観光振興施策を支援するため、市町村に対して福岡県宿泊税交付金を交付するなど、宿泊税を活用して県全体の観光の底上げを図るための様々な観光振興施策を実施しております。</p> <p>コロナ禍においても宿泊税を活用した事業の成果については一定の評価ができると考えられるとともに、福岡県が引き続き観光振興に取り組むことは、地方創生の観点からも重要であり、観光振興施策を実施するための財源として、宿泊税は引き続き必要であると考えております。</p>
6. 福岡市との連携強化に関する意見	
<p>福岡市内に属する宿泊事業者は、県と市の縦割り行政の弊害を受けており、市と県が連携を取り宿泊事業者の意見を取り入れながらもう少し有効な税の使途を考えてもらいたい。</p>	<p>報告書(案)の24、25ページに記載のとおり、独自に宿泊税を導入している北九州市と福岡市の両政令市との間で役割を分担しております。</p> <p>なお、県におかれては、今後においても両政令市と実務協議を密に行うなど、情報やデータを共有し、事業効果を最大限発揮できるよう取り組むべきであることを報告書(案)の26ページに記載しております。</p>
7. その他	
<p>「福岡避密の旅観光キャンペーン事業」などの宿泊助成はレジャーホテル(風営法ホテル いわゆるラブホテル)は対象外であるが、レジャーホテルの利用者からも宿泊税を徴収しているにもかかわらず、宿泊助成をレジャーホテルの利用者が受けられないのは不平等である。</p>	<p>県の観光施策の詳細な制度設計については、県において検討されるべきものであると考えられます。</p> <p>なお、報告書の23ページに記載しているとおり、「福岡避密の旅観光キャンペーン」等の宿泊助成は、宿泊税ではなく国の補助金を活用して実施しています。</p>